

第1条〔学校の名称〕

本学校は「ほのかスポーツクラブ・ダンススクール（以下「スクール」という）と称します。

第2条〔学校の所在地〕

本クラブの所在地は、札幌市手稲区富丘3条2丁目10とします。

第3条〔経営・運営〕

本学校の経営はオーブ株式会社、運営管理は株式会社ソプラティコが行います。

第4条〔目的〕

本学校は、ダンスを通して健全な心身の育成を図ります。活発で丈夫な身体の育成、安全に楽しめるダンス技術の習得を目指します。又、挨拶、着替え、身の回りの整理整頓など良い生活習慣を守ることでマナーやモラルを育てていきます。

第5条〔会員の定義〕

本規約で定めた入会資格を有し、所定の入会申込をした方のうち、本学校が入会を認め、所定の手続きを経て会員資格を取得した方を会員（以下「スクール会員」という）といいます。

第6条〔入会契約の締結〕

- (1) 本学校に入会しようとする方は、本規約及び細則、利用規則等を承認し、本学校と入会契約を締結しなければなりません。
- (2) 本学校は(1)に際して、本規約及び細則、利用規則等の契約書面を交付するものとします。

第7条〔入会資格〕

会員は、第4条の目的に賛同する方で、次の各項の全てに該当する方とします。

- (1) 会員としてふさわしい品位と社会的信用のある方。
- (2) 会員制度の主旨に賛同し、規約を遵守できる方。
- (3) 事務局・インストラクターの指示に従い会員相互の調和が図れる方。
- (4) 健康状態に問題のない方。
- (5) 満3歳以上の方

第8条〔未成年者の取扱い〕

第7条第5項で認める未成年者が会員になろうとする時は、その親権者は自らが会員となった場合と同様に、本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとする。

第9条〔スクール会員の種類〕

本学校の会員の種類と要件は次のとおりとします。

- | | | |
|-------------|--------|-----------------|
| (1) 月4回コース | スクール会員 | 個人を対象とし記名式とします。 |
| (2) 月8回コース | スクール会員 | 個人を対象とし記名式とします。 |
| (3) 月12回コース | スクール会員 | 個人を対象とし記名式とします。 |

第10条〔会員資格の期間〕

会員資格の有効期間は、全会員種類とも退会時まで有効とします。

第11条〔入会の手続き〕

入会を希望される方の手続きは次のとおりとします。

- (1) 所定の入会申込書にご記入ご捺印の上、スクール宛にご提出下さい。
- (2) スクールは入会資格審査を行い、適当と認められた方の入会を承認します。
- (3) スクールはその自由な裁量により入会を承認し、または承認しないことができ、承認しない場合にその理由を示す必要はないものとします。

第12条〔入会金〕

入会金は如何なる場合も返還致しません。但し、入会申込に際し行う会員資格審査のうえお断りした場合または、本クラブの責めに負うべき事由があった場合は返金致します。

第13条〔除名〕

スクールは、スクール会員が次の各項の一つに該当した場合、スクール会員資格の一時停止、または除名をすることができます。

- (1) 月会費、利用料等の支払いを滞納し、期限を定めた催告にも応じない場合。（尚、この除名の場合の滞納金は、全額施設利用の有無にかかわらず徴収致します）
- (2) スクールの施設等を故意にき損（効用を害することを含む）した場合。
- (3) スクールの運営を故意に妨害した場合。
- (4) 本規約その他スクールの定める規則に違反した場合。
- (5) スクールの名誉もしくは信用を傷つけ、または秩序を乱した場合。
- (6) 入会申込書の記載に偽りがあった場合。
- (7) 第7条に定める会員としての資格条件に欠けていることが、明らかとなった場合。

第14条〔退会〕

スクール会員は本人の都合により所定の手続きを経て退会することができます。

第15条〔休会〕

本学校の会員が1ヶ月以上の期間に亘り本学校を利用できない事由が生じた場合には、所定の休会届を提出し、本学校の承認を得て休会することができます。

- (1) 休会期間中は会員証を本学校が預かるものとします。
- (2) 会員は休会期間中であっても本学校が定めた休会費を納入するものとします。

第16条〔復会〕

休会中の本学校会員は、復会しようとする時、所定の復会届を提出することにより、随時復会することができます。復会日の該当月より会費は所定の金額とします。

第17条〔会員資格の喪失〕

会員は死亡、除名、退会の場合その資格を喪失します。

第18条〔スクール会員資格の譲渡禁止〕

スクール会員資格は如何なる場合にも譲渡することはできません。

第19条〔名義変更〕

スクール会員は、如何なる場合にも名義変更することはできません。

第20条〔スクール会員証〕

- (1) スクールは、中学生以下のスクール会員に会員証を交付致します。尚、高校生以上の方には会員証のみを交付致します。
- (2) 会員証は、記名された方以外は使用することができません。
- (3) スクール会員は、スクールを利用するとき、会員証を提示しなければなりません。
- (4) 会員証は、譲渡・質入等を行うことができません。
- (5) スクール会員が会員証を紛失した場合には、直ちに所定の手続きを行い、スクールに再発行を申請するものとします。再発行手数料については1,100円（税込）を頂きます。
- (6) スクール会員は、スクールを退会するときは、会員証を速やかに返還するものとします。

第21条〔会費〕

スクール会員は、利用の有無にかかわらず、別途細則に定める会費を退会迄に、スクールに納入しなければならないこととします。

第22条〔施設の利用範囲と利用方法〕

- (1) 会員は、本会則及び別に定める細則等に従い施設を利用することができます。但し、本学校がスクールレッスン、特別行事、或いは施設の改装、整備等を行う場合、施設の全部又は一部について、廃止又は会員の利用を制限することがあります。
- (2) 会員は、利用に際しては必ず会員証を携帯し入場の際、フロントにて係員に提示しなければなりません。
- (3) 本スクール内では、スタッフの指示に従うものとします。

第23条〔利用制限〕

次の各項に該当する方の施設利用はこれを禁止します。

- (1) 刺青、タトゥーのある方。
- (2) 伝染病等、他人に伝染又は感染する恐れのある疾病を有する方。
- (3) 飲酒等により、正常な施設利用ができないと認められた方。
- (4) その他、医師により運動を禁じられている方。

第24条〔事故責任〕

- (1) スクール会員は、自己の責任と危険負担においてスクールの施設を利用して頂きます。
- (2) スクールは、会員の施設利用に際し生じた傷害、盗難等の人的・物的事故については一切責任を負いません。但し、スクールに故意、または重大な過失があった場合はこの限りではありません。
- (3) スクール会員は、スクールの利用に際し、自己の責に帰すべき事由により、スクールまたは第三者に対して損害を与えた場合は賠償責任を負うものとします。

第25条〔施設の廃止および利用制限〕

スクールは、天災地変、法令の制定改廃、行政指導、社会情勢・経済情勢の著しい変化その他やむを得ない事由が発生した場合、スクールの施設の一部または全部を廃止するか、又はその利用を制限する場合があります。この会員は補償、その他何等の請求、異議申立てをすることができません。

第26条〔休館〕

- (1)本スクールの休館日については、メンテナンス等によりお休みを頂く場合がございます。休館日の具体的な月日については、その都度クラブが決定の上、会員に連絡するものとします。
- (2)天災地変ならびに、動力源の途絶、その他の理由により、事実上施設利用が不可能になるか、またその危険が予想される場合は臨時休館することがあります。この場合、本スクールは免責されるものとします。

第27条〔細則等〕

本規約に定めのない事項、および業務遂行上必要な事項は別途細則等によりスクールが定めるものとします。

第28条〔規約等の改訂〕

本クラブは、必要と認めた場合、本規約および細則等を改訂変更することができるものとします。尚、海底を実施するときは、本クラブは1ヵ月前迄に施設内への掲示及びウェブサイトにて告知するとともに、変更内容が事情に照らして合理的であることを確認した上で改訂するものとします。改定後は、全ての会員に適用されるものとします。

(2021年4月1日改訂)

細 則

第1条〔入会金〕

会則第12条の入会金は別途料金表記載のとおりとします。

第2条〔会費〕

会則第21条の会費は、別途料金表記載のとおりとします。

第3条〔施設利用料〕

- (1)スクール会員は施設を利用する場合、1名1回につき、料金表記載の料金をお支払い頂きます。
- (2)規定の回数以上を利用する場合は、1名1回につき1,650円(税込)をお支払い頂きます。

第4条〔施設利用日、時間帯〕

施設利用日は別紙スクールの案内のとおりとさせていただきます。

第5条〔スクールの営業時間〕

スクールの営業時間は別紙レッスンスケジュール表のとおりとします。

第6条〔会費および施設利用料等の支払い〕

- (1)会費は月払い、口座振替によるものとします。
- (2)会費月払い金融機関引落は翌月分を前月27日に支払うものとします。
- (3)1ヶ月に1度もご利用がない場合も月会費は引落されます。
- (4)施設利用料等は、その都度現金でお支払い頂きます。
- (5)年一括でのお支払いはございません。

第7条〔変更事項〕

- (1)スクール会員は、住所、氏名、連絡先等入会申込書記載事項に変更があった場合は、すみやかにスクールへお届け下さい。
- (2)スクールからスクール会員への通知連絡はスクール会員からお届けのあった住所または連絡先宛に発送することにより、スクール会員に届いたものとしてお取り扱いさせていただきます。
- (3)指定口座を変更される場合は、それを希望される振替日の前月の10日迄に預金口座振替依頼書をご提出下さい。

第8条〔料金等の変更〕

本スクールは、入会金、月会費、施設利用料等を経済情勢の変動その他により変更することができます。

第9条〔休会費および休会手続き〕

- (1)会則第15条の休会費は、休会手続きをした当該月より復会する迄の期間中、月1,100円(税込)を支払うものとします。
- (2)休会される場合は、それを希望される月の前月10日迄に所定の休会届にご記入の上スクールフロントへご提出下さい。

第10条〔退会手続き〕

- (1)会員本人の都合により退会する場合は、所定の退会届に会員証を添えて提出し退会することができます。この場合、退会月の末日をもって退会と致します。
- (2)退会届を提出した日に属する月の月会費は、返還致しません
- (3)退会届は、当月10日迄にご提出下さい。11日以降の退会届けは、翌月の退会扱いとなります。

第11条〔会員種別の変更〕

- (1)会員種別を変更される場合は、それを希望される月の前月10日迄に所定の変更届にご記入の上、コース変更手数料2,200円(税込)を添えてスクールフロントへご提出下さい。
- (2)コースの変更の際に会費の差額が発生する場合は、この差額分をお支払い頂きます。但し、高額のコースから低額のコースへ変更する際に発生する会費の差額については、その差額を返還致しません。

第12条〔その他〕

- (1)各期日に遅れた場合はご希望の手続きとなりませんので予めご了承下さい。
- (2)休講日については事前にお知らせ致します。
- (3)事情によりインストラクターが交代することがあります。

(2021年4月1日改訂)

施設利用規則

ほのかスポーツクラブ・ダンススクールのご利用に際しましては、皆様が快適にお過ごし頂けますよう次の事項の遵守をお願い申し上げます。又、品格あるスクールとして常に清潔で楽しい雰囲気を保ち続けられますよう皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

1. ほのかスポーツクラブ・スクール内においては、次の事項は禁止されております。

- (1)施設内喫煙スペース以外での喫煙。
- (2)館内への食物、危険物及びペットの持込み。
- (3)予約施設やその他共用施設以外の場所へ無断で入室する事。
- (4)事前の承認なしに、政治活動、セールス行為、集会等を行う事。
- (5)暴力行為、大声、悪ふざけ、又は他人に迷惑をかけた、他人を不愉快にする行為。
- (6)レッスン又は、利用施設に適合した運動着以外の服装やシューズでのご利用。又、下駄、雪駄類で入館する事。
- (7)無許可の写真・ビデオ撮影、録音等の行為並びにアンケート協力等の依頼行為。
- (8)器具、備品等の無断移動、持込み、持出しをする事。

2. スクール施設ご利用に際しては、次の事項をお守り下さい。

- (1)スクール施設ご利用の前には準備体操、終了の際には整理体操を必ず行って下さい。
 - (2)健康・安全健康管理上、サウナ・浴室(入浴後)ご利用後、他のスポーツ施設を利用される事はご遠慮願います。
 - (3)各スクール施設ご利用の際には、施設毎に定められた注意事項をご確認の上、ご利用頂けますようお願い致します。
 - (4)ロッカーキーは、必ずお客様ご自身で携帯(腕に着用)して下さい。ロッカーキー、カードキーを紛失破損された場合は速やかにフロントへお申し出下さい。その場合ロッカーキー、カードキー代として3,300円(税込)をお支払い頂きます。
 - (5)レッスン利用時間につきましては厳守願います。
3. 駐車場や玄関前の駐車中の自動車・バイク・自転車等に関する事故・盗難については、責任を負いかねます。
4. 駐車場は、施設利用時のみ利用し、その他の目的での利用はお断り致します。また、営業時間終了後のご利用は安全管理上問題がありますので、お断り致します。
5. 盗難防止の上からも貴重品については、貴重品ロッカーにお預け下さい。盗難、紛失については、一切責任を負いません。